

2006年2月10日

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課 御中

## 平成18年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

氏名：小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）

連絡先：京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話：075-251-1551

### 【1】提出意見を反映した点について評価できること

- (1) 「京都市食品衛生監視指導計画案」が公表され、これにたいする住民意見の募集がおこなわれ、住民の意見を反映して「計画」を策定するという取り組みがはじまって、今年で3年目をむかえます。
- (2) 食品の安全性の確保については、2003年に制定された食品安全基本法にのべられているように、国および都道府県等に監視指導等の施策を総合的に策定し、実施する責務があること、食品関連事業者に第一義的な責務があることとあわせて、消費者も知識と理解ふかめ、行政施策に意見を表明するよう努めるなど積極的な役割をはたすことが期待されております。
- (3) わたしも京都市に在住する住民として、この間、「京都市食品衛生監視指導計画案」にたいする意見を提出してきました。平成16年次・平成17年次もふくめてふりかえるならば、主として、以下の点にかんし、提出した意見が「計画」に反映されたことについて、評価するものです。
  - ① 「計画」を策定するにあたっての、(ア)状況認識、(イ)目的、(ウ)根拠法 が、簡潔ながら冒頭に記載されるようになったこと。
  - ② 監視指導の「実施体制」および関係機関等との「連携」について、明記されるようになったこと。
  - ③ 食品「表示」にかんする監視指導について、記載されるようになったこと。
  - ④ 「収去検査計画」について明記されるようになり、冷凍野菜の残留農薬検査等が追加されたこと。
  - ⑤ 「違反食品等発見時の対応」について、悪質な違反事業者名の公表が明記されるようになったこと。
- (4) こんごもパブリックコメント実施にあたっては、提出された意見について、より積極的にうけとめていただいて、「計画」に盛り込んでいただけますよう、要望いたします。

### 【2】今回あらたに記載された点について評価できること

- (1) 「IV 食品衛生重点監視指導対策 1 重点的な監視指導 (1) 監視対象施設 エと畜場での検査 (イ) BSE対策」中
  - ① 全頭検査の継続実施

- (2) 「V 収去検査 2実施方法 (1)収去検査計画」中  
①検査項目に「遺伝子組換え食品混入率」が入ったこと
- (3) 「VII 路上等における弁当等の販売に関する監視指導」
- (4) 「XI 違反・苦情食品等発見時の対応」中  
①市民からの苦情食品届出時の対応

### [3] 平成18年度「計画」に盛り込むべきであると思われること

- (1) 「I 目的」の後に、  
① 「平成18年度計画の重点と特徴」の項をあらたに起こすこと。  
② 内容としては、以下を入れてください。  
(ア) 平成16年度・平成17年度の計画実施結果のふりかえりと課題  
(イ) 平成18年度以降の食品の安全性確保にかんする情勢見通し をふまえながら  
(ウ) 平成18年度計画の重点と特徴 について簡潔に記す。
- (2) 「III 監視指導体制 2 関係機関との連絡体制 (2) 国・近隣府県市等との連携」の末尾に以下を追加してください。  
年2回「監視指導計画連絡調整会議」(仮称)を開催します。
- (3) 「III 監視指導体制」に、以下を追加してください。  
3 試験検査実施機関の体制の整備  
適切な監視指導を実施するためには、適正かつ迅速な試験検査を実施できる体制を整備することが重要であり、衛生公害研究所・各保健所等の施設および検査機器の整備をすすめるとともに、必要な人員を確保し、技術の向上をはかります。
- (4) 「IV 食品衛生重点監視指導対策 3 食品表示に関する監視指導 (3) 監視指導方法 イ」中に下線部を入れてください。  
「食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品(表示義務、推奨されているものに限る。)、いわゆる健康増進やダイエットを目的とした食品、輸入食肉等の使用状況を確認し、適正な表示を指導します。」
- (5) 「IV 食品衛生重点監視指導対策 4 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進 (2) 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進」中のアを以下のように変えてください。また、エを追加してください。  
ア 本市の状況に見合った「京都市簡易版HACCP」(仮称)を策定し、HACCPの衛生管理手法の導入を普及啓発していきます。  
エ 違反食品等の発生時の対応についても指導します。
- (6) 「IV 食品衛生重点監視指導対策 4 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進 (2) 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進」の次に、以下を追加してください。

(3) 食品等事業者のコンプライアンス（法令遵守）の推進

そのため、本市の状況に見合った「京都市食品等事業者行動規範作成の手引」（仮称）を策定します。

(4) 食品供給行程（フードチェーン）の各段階における食品衛生管理の徹底

食品の安全性を確保するためには、農水産物の生産から販売にいたる食品供給行程（フードチェーン）の各段階での適切な衛生管理が重要であり、この考え方が定着し、徹底できるように指導をおこないます。

(7) 「V 収去検査 2 実施方法 (1) 収去検査計画」について

① 本年5月より、農薬・動物用医薬品にかんするポジティブリスト制度が導入されますので、それに対応した検査体制の確立と検査計画の策定が必要です。以下の下線部を追加してください。

(1) 「地域特性及び流通実態と、本年5月より導入される農薬等にかんするポジティブリスト制度の導入を踏まえ、計画的に収去検査を行うため……（省略）……」

② 「収去検査計画」中の検査対象および検査項目の設定については、上述したように、農薬等のポジティブリスト制度の導入に対応したものにしていける必要がありますが、現在、公表されている「平成18年度収去検査計画」では、どのような対応をおこなうのかが見えにくいものとなっています。

(7) ポジティブリスト制度の導入に対応した検査計画となるよう、全体を見直してください。とくに、加工食品（水産加工食品、飲料ふくむ）についての残留農薬や抗生物質等を検査項目に追加する必要があります。

(1) あわせて「平成18年度収去検査計画」には、「検体数」にくわえて、「検査件数」を追加し、平成17年度の「検査件数」との増減についても明記してください。

③ 検査対象および検査項目の設定については、以下を追加してください。

(7) 水産物・牛乳……ダイオキシン等の環境ホルモン（内分泌攪乱物質）

(1) 脱脂粉乳……ブドウ球菌毒素

(ウ) 繊維製品……ホルムアルデヒド

(エ) 小麦・そば・卵・乳・落花生の特定原材料が使用されやすい食品……アレルギー物質

(オ) 健康食品……医薬品成分

④ 2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』は、「(収去検査実施)計画においては、保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の検体採取機関ごとの年間の収去予定数及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、登録検査機関等の試験検査実施機関ごとの年間の試験検査実施予定数を定める」としていますので、検体採取機関・試験検査実施機関の計画をふくめた「収去検査計画」として再構成してください。

⑤ 2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』は「検体採取機関ごとの収去予定数については……（省略）……近隣都道府県等と連携し、特に同一都道府県内において都道府県

等相互間で連携して策定する」としていただきますので、前述した「監視指導計画連絡調整会議」  
(仮称)の具体的な場を設定し、必要な調整をはかったうえで、具体的な連携の内容をあきらかにしてください。

(8)「V 収去検査 2実施方法」に、以下を追加してください。

(4) 収去方法

収去にあたっては、違反を発見した場合の対応が可能となるよう、生産者・製造者および加工業者・輸入者等の関係者にかかわる情報を確認するほか、段ボール等に記載された製造日、ロット番号等、履歴追跡を可能とするために必要な情報を記録します。

(9)「X I 違反・苦情食品等発見時の対応 2違反食品等を発見した場合の対応 (2)違反者の公表」の本文につづき、次を追加してください。

なお、違反者の名称等の公表にさいしては、市の講じた措置の内容、違反原因および改善状況についても、判明しだい、公表をおこないます。

(10)「X II 関係者相互間の意見交換及び情報提供(リスクコミュニケーション)の推進 3監視指導計画に関する市民からのパブリックコメントの実施」について

①「3 監視指導計画に関する市民からのパブリックコメントの実施と意見交換会の開催等」と下線部を追加してください。

改正食衛法の重要なポイントのひとつに「リスクコミュニケーションの推進」があることはいままでもありません。2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』は、監視指導計画の策定にあたっては「その案の段階において、趣旨および概要をできるだけわかりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進を図る」としており、パブリックコメントの募集だけでは不十分です。

平成17年度計画案にたいする提出意見は平成16年度と同様、5件であったと聞いています。食の安全推進協議会の場でも、パブリックコメントによる意見募集数の少なさについて委員から指摘がありました。食品衛生監視指導計画の策定にあたって、より多くの住民意見が提出される仕組みを検討する必要がありますし、意見交換会の開催が必要と思われます。

②「監視指導計画を策定するにあたっては、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等により、地域の消費者および事業者をふくめた住民からの意見を広くもとめ、情報および意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進をはかります」と下線部の記述を採用してください。

③なお、「パブリックコメントの結果」(市民から寄せられた意見の概要とこれにたいする本市としての考え方)については、「案」のとれた「計画」とあわせて、ホームページ上で1カ所にまとめて掲載してください。

(11)「X II 関係者相互間の意見交換及び情報提供(リスクコミュニケーション)の推進 4監視

指導の実施状況等の公表」について

少なくない都府県では、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況とあわせて、監視指導計画実施状況の「中間報告」を当年度の半ばのうちに公表しています。以下の下線部を追加してください。

「……監視指導計画の実施状況等の概要を翌年6月30日までに公表します。なお、当年度の半ばに「中間報告」をおこない、公表します。」

(12)「XⅡ 関係者相互間の意見交換及び情報提供（リスクコミュニケーション）の推進 5 情報提供」に、以下の下線部を追加してください。

(1) ホームページ、広報発表等による食品衛生関係情報の提供

「京都市生活衛生室ホームページの抜本的な刷新・充実をはかるとともに市民しんぶん等により……（省略）……」

現在のホームページはたいへん見にくいだけでなく、メンテナンスが不十分と思われま

(3) ホームページに「自主回収情報」コーナーを設置

第5回食の安全協議会では「研究する」との説明がありましたが、設置にむけて具体的に検討してください。

(13)「XⅡ 関係者相互間の意見交換及び情報提供（リスクコミュニケーション）の推進 6 食品衛生知識の普及啓発及び食の安全教育の推進 (3) 消費者等との情報交換」について

①「消費者等との意見交換及び情報提供」と下線部を採用してください。

②「食品安全・食品衛生にかんする本市、事業者団体、消費者団体との意見交換会を年2回以上開催します」を追加してください。

昨年10月から施行された「京都市消費生活条例」第9条2項は「本市は、事業者及び事業者団体と消費者及び消費者団体の間の相互理解が増進され、協力が推進されるよう、情報の提供、交流の促進その他必要な措置を積極的に講じるものとする」と規定しており、食品安全・食品衛生の分野で、こうした措置を講じていくことがもとめられています。

(14)「XⅢ 食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上 2 食品衛生監視員等の関係職員の資質の向上」に、以下を追加してください。

(5) 農薬等のポジティブリスト制度の導入に対応した体制整備および研修計画の策定と実施

#### 【4】その他

(1)「京都市食品安全条例」等の制定の必要性について

平成17年次のパブリックコメントにおいても「京都市食品安全条例」の制定をもとめる意見が3件ありました。意見提出数5件のうちの3件であり、比重は決して小さくないと思いますが、食の安全推進協議会での報告では「策定する予定はない」とのことでした。しかし、京都府では昨年12月議会で「京都府食の安心・安全推進条例」が全会一致で採択されています。このような課題でこそ、府・市の協調・連携をつよめることが大切なのではないのでしょうか。多くの京都市民は、京都市においても、府と同期をとっての「京都市食品安全条例」の制定を

願っていると思います。

食品安全基本法は第7条で「地方公共団体の責務」を定め、「地方公共団体は基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。現在、多くの地方公共団体が、食品安全基本法の制定をうけて、食の安全・安心にかかわる基本方針の策定、食の安全・安心推進本部の設置、食の安全・安心アクション計画の設計、食品安全条例の制定などの取り組みをすすめています。「食の安全・安心」の課題は、生産から消費までの一貫した監視指導・検査が重要な柱とはなりますが、それのみに収斂されるものではなく、安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、食の安全・安心に関する関係者の連携強化と体制の整備など、総合的な推進が必要であり、「食品衛生監視指導計画」はその重要な一部分という位置づけになると考えます。

「食品衛生監視指導計画」の検討とあわせて、食の安全協議会で、以下について検討してください。

- ①『『京都市食の安全・安心にかかわる基本方針』の策定
- ②『『京都市食の安全・安心アクション計画』の策定
- ③『『京都市食品安全条例』の策定

## (2) 意見募集について

意見募集の案内にあたっては、以下のような記述を採用すべきであると考えますので、改善してください。

### 3 意見提出方法

- ・郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で、「京都市保健福祉局生活衛生課」あてにお送りください。
- ・様式は自由ですが、意見提出用紙を裏面に添付していますので、参考にしてください。
- ・提出いただいたご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、さしつかえなければ、住所または所在地、氏名または名称、および電話番号を付記してください。個人情報については、個人情報保護法等の定めにもとづき、目的以外で使用することはありません。

### 4 ご意見の取扱いについて

- ・ご提出いただいたご意見については、その内容とこれにたいする京都市としての考えをあきらかにして、ホームページ等で公表いたします。

以上